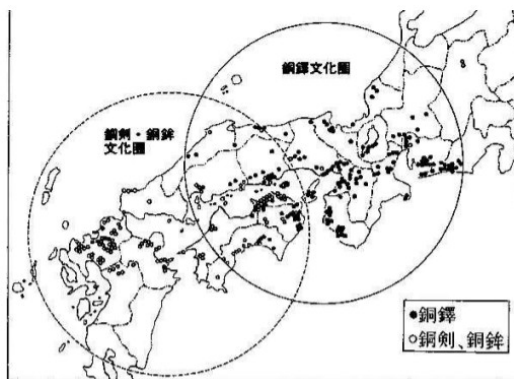


「記・紀」に書かれていない、古代史の謎の中に「銅鐸」があります。それは、古代、九州王朝にとって最大の敵、出雲王朝の持っていた神宝、それが銅鐸と考えられます。そういう意味で、銅鐸の消滅は、九州王朝にとって大変な意味を持っています。

王朝の交替史を、出雲王朝（銅鐸文明圏）、九州王朝（銅矛文明圏）、近畿（大和）王朝という変遷の中で考えますと、銅鐸の消滅した3世紀が、いわゆる出雲王朝に替わり、九州王朝が列島の盟主になったと考えられます。そして白村江の敗戦を経て、「701年：大宝建元」大宝律令制定に伴い「近畿（大和）王朝」へ王権移行が完了しました。これは、評制から郡制への移行です。



銅鐸について言えば、出雲が侵略（国譲り）を受けたので、その銅鐸勢力が逃げていったのが、近畿地方であると考えられます。図の銅鐸文化圏というのは、出雲の銅鐸文化圏が敗れたあとの勢力図だったと考えられます。

この国譲りで、出雲が支配された事により、近畿地方へ、次の段階で、更に2つの集団が東方（信州、関東）へ脱出したと考えられています。

「記・紀」編纂は、「近畿（大和）王朝」にとってどのような意味・目的を持っていたのでしょうか。銅鐸について、記紀は何も書いていません。なぜ書かないのかということもまた大きな意味があると思います。これは当然隠したという事になると思います。九州王朝にとって最大の敵の持っていた神宝が銅鐸であったという事は、九州王朝の傍流（分派）から出てくる皇統にとって、いわゆる皇室にとっては、どういう働きをしていたかということ、それを潰しに行ったその役をしていたのが皇統だと考えられるからです。

皇室というのは、皇統一元史観で、我々は遠い昔より列島を支配していた。それも畿内でやっていたということになっていったのです。それが銅鐸が別のところから出てきたという事は困った話になってくる訳です。それで「近畿（大和）王朝」として、「説明しない・説明出来ない」ことになったと考えられるのです。

下記に、銅鐸あるいは銅鐸ではないかと思われるものの記事を正史およびそれに準ずるような史料の中から、出土した年代順に表示します。（末尾の書名は出典名）

- {1}（天智天皇）七年(668)戊辰正月十七日。於近江国志賀郡。建崇福寺。始令平地。掘出奇異宝鐸一口。高五尺五寸。（『扶桑略記』）
- {2}（元正天皇和銅六年(713)七月）丁卯(6日)、大倭国宇太郡波坂郷人大初位上村君東人、得銅鐸於長岡野地而献之。高三尺、口径一尺。其制異常、音協律呂。勅所司蔵之。（『続日本紀』）
- {3}（聖武朝(724-749)）地中得五尺宝鐸。（『元亨釈書』 卷第二十八、寺像志、石山寺条）

- {4} (嵯峨天皇弘仁十二年(821)) 五月丙午(11 日)。播磨国有人。掘地獲一銅鐸。
高三尺八寸。口径一尺二寸。道人云。阿育王塔鐸。(『日本紀略』／
『日本逸史』)
- {5} (仁明天皇承和九年(842)六月) 辛未(8 日)。若狭国進銅器。其体頗似鐘。
是自地中所掘得也。(『続日本後紀』)
- {6} (清和天皇貞觀二年(860)八月) 十四日辛卯。参河国献銅鐸一。高三尺四寸。
径一尺四寸。於渥美郡村松山中獲之。或曰。是阿育王之宝鐸也。
(『日本三代実録』)

※『続日本紀』は延暦十六年(797)、『続日本後紀』は貞觀十一年(869)、
『日本三代実録』は延喜元年(901)、『扶桑略記』は 12 世紀後半?、
『日本紀略』は平安末期、『元亨釈書』は元亨二年(1322)、『日本逸史』
は元禄五年(1692)のそれぞれ成立。

さらに、次の三つの史料と記紀の成立年代の時代順に検討します。

- ①『丁卯。(713 年＝和銅 6 年 7 月) 大倭国芋太郡波坂郷の人、大初位上村の君、東人、
銅鐸を長岡の野地に得て、之を献ず。高さ三尺、口径一尺。其の制、常に異にして、音律
呂に協(かな)ふ。所司に勅して之を蔵めしむ。』(「続日本記」巻九、元明天皇)
7 世紀後半に銅鐸出土の記事
- ②『戊辰(668 年＝(天智 7 年) 正月十七日。近江国志賀郡に於て崇福寺を建つ。始めに
地を平らかならしむ。奇異の宝鐸一口を掘り出だす。高さ五尺五寸。又奇好の白石を掘り
出だす。長さ五寸。夜、光明を放つ。』(「扶桑略記」第五 — 平安末、皇円撰、1094
年以降成る。)
- ③『或ハ云、天智帝ノ御宇ニ三井寺ヨリ古銅器ヲ掘り出ス、当時何物ヤ詳ナラズ、マヅ神
代ノ物ト定リタルヨシ、今誓願寺ニ納マル、此物ト異ナル事ナシトイフ。』(丹寄府志)
ともに天智天皇(在位 662～671)の時代で、出土地は近江の国。当然、近江朝の官人た
ちの知るところと考えられます。

1. ②戊辰(668 年＝(天智 7 年) 正月十七日
(「扶桑略記」皇円撰、1094 年以降成る。)
2. ③天智帝ノ御宇ニ三井寺ヨリ古銅器ヲ掘り出ス(江戸時代の「丹寄府志」)
3. 「古事記」成立 712 年(和銅 5 年)
4. ①丁卯。(713 年＝和銅 6 年 7 月)
5. 「日本書紀」成立 720 年(養老 4 年 5 月 21 日・元正天皇)(続日本紀)

※日本書紀の 720 年成立説は、「日本紀と日本書紀は同じか」で、後述します。

このように見ると、つまり「古事記」の編纂関係者も「日本書紀」の編纂関係者も銅鐸の存在を知らないはずはなかったと考えられます。しかし、「古事記」にも「日本書紀」にも銅剣・銅矛は登場しますが、銅鐸は一度も登場していません。

『日本書紀』の記述、それはいいかえれば、元明、元正天皇の時代の歴史認識の表現です。だから、そこに「銅鐸がない」という事実は、`現代のわたしたちの朝廷にもなく、わたしたちの先祖代々の伝承にもなかった奇怪なもの"そういう意味の一句としてうけとる以外の道はないとの意味にとれます。また、私達は「銅鐸の民」ではなかったと言っている様にもとれます。

「記・紀」の編者たちは、銅鐸の存在を知っていた。にもかかわらず、それ自身は全く記紀中には姿を現わしていません。六～八世紀の近畿天皇家の史官 「記紀の編者たちは、『銅鐸』という奇怪な古物が出土する事実を知っていた。しかし、それを題材とした『銅鐸の神話』や、『銅鐸の説話』を、彼等は『造作』しなかった」。新参の権力者である彼ら大和朝廷（701年大宝建元）には、他にどんな不都合があったのでしょうか。

以下に『古事記』編纂の目的（意味）について、日本書紀と比較しながら考えます。

多元史観（九州王朝説）から見た『古事記』の史料性格(編纂の目的)について、大局的には、大和朝廷による編纂の目的として、二つの動機が推定されます。

一つは、先住した九州王朝を（否定）隠して、大和朝廷こそ神代の時代から日本列島の代表者であったと主張すること。もう一つは、『古事記』編纂時の天皇が大和朝廷の正当な後継者であることを主張することです。

こうした視点から分析する上で、わたしたちは格好の比較史料『日本書紀』があります。というのも、『古事記』と『日本書紀』を比較することにより、『古事記』の史料性格が鮮明に浮かび上がってくるからです。以下、具体的に述べていきます。

『古事記』の史料性格を考える際、その大前提ともいうべきテーマがあります。それは、『古事記』は大和朝廷の正史として採用されることなく「隠蔽」され、『日本書紀』が正史として後世に伝えられたという歴史的事実です。

この事実は次のことを指し示します。

すなわち、『古事記』は編纂当時の大和朝廷の天皇にとって、不都合かつ不必要な史書であり、『日本書紀』は逆に都合がよく、必要であったということです。

もし『古事記』が不都合でなければ、『日本書紀』とともに併用して普及あるいは後世に公的に伝えられたはずですが、実際は中世に真福寺（しんふくじ）から「発見」されるまで、書名こそ伝わっていたものの存在が不明な史書だったのです。ですから、『古事記』が大和朝廷にとって不都合で後世に伝えたくなかった史書であると考えられます。

解説：古事記：1371年から翌1372年にかけて、僧・賢瑜によって『古事記』3帖が書写された。これは現在に伝わる最も古い『古事記』の写本であり、真福寺本（しんふくじほん）（国宝）と呼ばれるものである。出典：フリー百科事典『ウィキペディア』

解説：おおの-ひとなが【多人長】？-？平安時代前期の官吏太（おおの）安麻呂の子孫。大同（だいどう）3年に従五位下となる。弘仁（こうにん）3年（812）から4年にかけて参議紀（きの）広浜ら十余名に日本紀講筈（にほんぎこうえん：日本書紀の講義）をおこなった。

「弘仁私記」は、『古事記』のことが、文献に現れた最初の記録といわれている。

：デジタル版 日本人名大辞典+Plus の解説

解説：多人長と「弘仁私記」太安万侶撰録の『古事記』のことが、初めて文献にあらわれるのは『弘仁私記』の序である。『日本後紀』弘仁三年六月戊子の条に、参議従四位下紀臣広浜、陰陽頭正五位下阿部朝臣真勝等十余人、読自本紀 散位従五位下多朝臣人長執講とある。出典：フリー百科事典『ウィキペディア』

これより、「弘仁私記」が多人長によって書かれたものであることが判ります。

多人長氏は、日本書紀の講義を担当していたのですが、そのときの話の内容を書きとめたものです。その序に、夫日本紀者一品舍人親王、従四位下勲五等太朝臣安麻呂等 王子神八井耳命之後也 奉レ勅所。撰也。先レ是浄御原(天武)天皇御宇之日、有一舍人・姓稗田名阿礼、年廿八 天鈿女命之後也 為人謹格。聞見聰慧。天皇勅阿礼 使レ習帝王本紀及先代旧事 末令撰録、世運遷代、豊国成姫(元明)天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾レ撰阿礼所レ誦之言。和銅五年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三巻者也。とある。

大和岩雄著「古事記成立考」によれば、『古事記』のことが、文献に現れるのは、最初であると書かれています。712年に出来上がって、812年のこの「弘仁私記」で初めて見つけたことになります。

- ①散位従五位下多朝臣人長も王子神八井耳命之後也であるので、直接のつながりは無くとも、多朝臣人長と太朝臣安麻呂は、同じおお族の一員だと思われます。
- ②多朝臣人長が、講義に使った『古事記』は、太朝臣安麻呂が書いた『古事記』、または、その写本とは限らないし、改定版かもしれません。ただ、大和氏は、著書の中で、----現存『古事記』を宣伝した『弘仁私記』序---- とタイトルを書いておられますから、現存の古事記だと思われます。
- ③「弘仁私記」は、日本書紀の講義であるが、日本書紀より古事記についての方が、量が多いようです。
- ④同じおお族として100年も放って置かれた古事記のことを書かずには居れなかったのでしょうか。・・・ 以上。

それでは『古事記』の何が不都合だったのでしょうか。

そのことを調べる方法が残されています。

それは正史『日本書紀』と比較することによって、判明する はずです。

『日本書紀』は天皇家にとって都合が良かったから正史として採用されたのですから、両書を引き算すればよい事になります。

『日本書紀』 マイナス『古事記』 イコール「都合の良い部分（日本書紀の中の）」と「都合の悪い部分（古事記の中の）」と見なす。この方法です。

『日本書紀』と『古事記』の差異の中でも特筆されることがいくつかありますが、その第一は「壬申の乱」の取り扱いです。

『日本書紀』の第二八巻すべてが「壬申の乱」の記述に当てられていることは著名です。他方、『古事記』は推古天皇までで終わっており（説話が記されているのは継体天皇まで）、「天武記」はありません。

しかし、『古事記』序文の15%近くを「壬申の乱」の記述が占め、共に「壬申の乱」をいかに重視していたかが読みとれます。ところが、両書の「壬申の乱」の内容（大義名分）が異なるのです。

『古事記』序文の壬申大乱(古賀達也氏)」（『古代に真実を求めて』第九集所収。明石書店、2006）によると、

- ①『日本書紀』では、吉野に入った天武を大友皇子側が攻めたので、天武はやむなく東国へ脱出挙兵し大友皇子を殺し、皇位についたとされています。すなわち、天武は仕方なく戦い、皇位についたとされているのです。 ところが
- ②『古事記』序文では、皇位につくことを目的にして吉野に入り、その後挙兵したとされているのです。

どちらが真実に近いのでしょうか。当然、『古事記』序文の方と考えられます。最初から皇位篡奪を目指すという「非道」な『古事記』序文の方が「正直」と思われるからです。だからこそ『古事記』は正史とされず、しかたなく防衛のため戦ったとする『日本書紀』が採用されたと考えられます。天武の子孫である『日本書紀』成立時の天皇たちにとって、自らの皇位継承の正当性と大義名分のために『古事記』を「隠蔽」し、『日本書紀』を国内に後世に流布したと考えられるのです。

それでは序文のみを削除して『古事記』を正史とするという手段もあったかもしれませんが、実際は「隠蔽」されていますので、当時の天皇家にとって不都合だったのは、序文の「壬申の乱」の記述だけではなかったことがわかります。

それ以外の不都合な記述とは何だったのでしょ

うか。これも『古事記』と『日本書紀』を比較することによりわかります。

『古事記』が大和朝廷にとって不都合だったのは、序文の「壬申の乱」の記述だけではありませんでした。

八世紀初頭の大和朝廷にとって、自らの権力の正統性を確立する上で、避けて通れない問題がありました。それは、継体天皇の皇位継承の正統性についてでした。

解説：継体天皇けいたいてんのう：『記紀』によれば、15代応神天皇の5世孫であり越前国を治めていた。本来は皇位を継ぐ立場ではなかったが、四従兄弟にあたる第25代武烈天皇が後嗣を残さずして崩御したため、大伴金村・物部麁鹿火などの推戴（すいたい）を受けて即位したとされる。出典：フリー百科事典『ウィキペディア』

解説：武烈天皇ぶれつてんのう：仁賢天皇7年正月3日に立太子する。同11年8月8日に仁賢天皇が崩御した後、大臣の平群真鳥が国政をほしいままにした。（中略）

日本書紀は、武烈天皇の異常な行為を記している。

- ・二年の秋九月に、孕婦の腹を割きて其の胎を覩す。

（現代語訳：「妊婦の腹を裂いてその胎児を見た。」）

- ・三年の冬十月に、人の爪を解きて、芋を掘らしめたまふ。

（現代語訳：「人の爪を抜いて、芋を掘らせた。」）

- ・四年の夏四月に、人の頭髮を抜きて、梢に登らしめ、樹の本を切り倒し、昇れる者を落死すことを快としたまふ。

（現代語訳：「人の髪を抜いて木登りをさせ、木の根元を切り倒し、登らせた者を落とし殺して面白がった。」）

- ・五年の夏六月に、人を塘の樋に伏せ入らしめ、外に流出づるを、三刃の矛を持ちて、刺殺すことを快としたまふ。

（現代語訳：「人を池の樋に入らせ、そこから流れ出る人を三つ刃の矛で刺し殺して喜んだ。」）

- ・七年の春二月に、人を樹に昇らしめ、弓を以ちて射墜として咲いたまふ。

（現代語訳：「人を木に登らせて、弓で射落として笑った。」）

- ・八年の春三月に、女をひたはだかにして、平板の上に坐ふ、馬を牽きて前に就して遊牝せしむ。女の不浄を覩るときに、湿へる者は殺し、湿はざる者は没めて官やつことし、此を以ちて楽としたまふ。

（現代語訳：「女を裸にして平板の上に座らせ、馬を引き出して女らの面前で馬に交尾させた。女の性器を調べ、潤っているもの（すなわち愛液が分泌されている者）は殺し、潤っていない者は、奴隸として召し上げた。これが楽しみであった。」）

なお、これら天皇による悪逆非道の記述は、『古事記』には一切見られません。

出典：フリー百科事典『ウィキペディア』

上記のように、「日本書紀」では継体の前の武烈天皇の悪口や非道ぶりをこれでもかこれでもか書き連ねられています。だから有徳な継体が武烈なきあと皇位についたと主張しているのですが、これほど武烈の悪口を言わなければならないのは、逆にそれだけ継体が皇位継承の正統性に欠ける悪逆な人物だったとも考えられるのです。

ところが、そうであるにもかかわらず、「古事記」では継体の皇位継承の正統性が強調されておらず、継体の子孫である八世紀初頭の天皇家の人々にとって、「古事記」は十分極まりない「欠陥史書」だったと思われます。

すなわち、継体が行った皇位略奪の後ろめたさと武烈に対する「悪口」不足こそ、「古事記」が正史とされず、新たに武烈の悪口を書き連ねた「日本書紀」を編纂せざるを得なかった理由の一つと考えられるのです。

それに加えて、大和朝廷にとって『古事記』編纂の最大の目的は先住した九州王朝をなかったことにして、神代の時代から天皇家が日本列島の中心権力者であったとすることです。しかし、『古事記』編纂時の712年といえば九州王朝に替わって最高権力者となってから、まだ十数年しかたっていない。ですから、列島内の多くの人々には大和朝廷が新参の権力者であることは自明のことだったのです。

そのため、自らの権力基盤を安定化するための「大義名分」作りが史書編纂という形で進められました。『古事記』にはその痕跡が残されています。

『古事記』には推古天皇まで記されていますが、各天皇の事績・伝承記事があるのは顕宗天皇（けんそうてんのう）までで、その後は推古まで系譜や姻戚記録等だけとなります。

ところが、例外のように継体記の末尾にちょっとだけ伝承記事が掲載されているのです。いわゆる「磐井の乱」の記事です。

「この御代に、筑紫君石井、天皇の命に従わずして、多く礼無かりき。故、物部荒甲の大連、大伴の金村の連二人を遣わして、石井を殺したまひき。」

この短い記事を挿入しているのですが、この「例外」のような短文記事挿入こそ、『古事記』編纂の目的の一つと考えられます。

すなわち、九州王朝の王であった石井（日本書紀では磐井）より近畿の継体天皇が格上であり、この「磐井の乱」鎮圧の結果、名実ともに九州は大和朝廷の支配下にはいったという、「大義名分」作りの文章だったのです。

解説：磐井の乱（いわいのらん）は、527年（継体21年）に朝鮮半島南部へ出兵しようとした近江毛野率いるヤマト王権軍の進軍を筑紫君磐井（『日本書紀』は筑紫国造だったとする）がはばみ、翌528年（継体22年）11月、物部麁鹿火によって鎮圧された反乱、または王権間の戦争。なお、『筑後国風土記』には「官軍が急に攻めてきた」となっており、また『古事記』には「磐井が天皇の命に従わず無礼が多かったので殺した」とだけしか書かれていないなど、反乱を思わせる記述がないため、『日本書紀』の記述はかなり潤色されているとしてその全てを史実と見るのを疑問視する研究者もいる。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

これが、継体記に例外とも言える「伝承記事」を挿入した動機で、『古事記』編纂者の苦辛の跡なのです。しかし、その苦辛は報われませんでした。「天皇の命に従わずして、多く礼無かりき」程度の理由や記事では、九州王朝の王・石井を殺して倭国のトップに

なったのは「歴史事実」だと、列島内の人々に信じさせることはできないと継体の子孫たち、8世紀初頭の大和朝廷には見えたと思われます。

その結果、『古事記』は「ボツ」にされ、磐井の乱ではなく、いわゆる「継体の乱」を事細かに記した『日本書紀』が正史として新たに編纂されたと考えられます。

また『古事記』序文の壬申大乱について、古賀達也氏は、次のように言っています。
『日本書紀』編纂における最重点記事は「壬申の乱」で、『日本書紀』全三十巻中、天武紀の前半に当たる第二八巻全てを壬申の乱の記述に当てていることから明かです。内容も日付や場所など詳細に記述されており、他の巻に比較してもその詳しさは群を抜いており、異様でさえあります。こうした史料事実こそ、『日本書紀』編纂の目的が壬申の乱の記述にあったことの現れと言っても過言ではありません。

そもそも壬申の乱とは、天智の正統な後継者であった大友皇子に対する、天武による力づくの非道な政権篡奪以外の何ものでもありません。この歴史事実を正当化することこそ、壬申の乱の記述にまるまる一卷を当てた天武の後継者達の最大の目的でした。

また壬申の乱に対して慎重な姿勢だった古田武彦氏でしたが、一転してその著書『壬申大乱』（注1）にて、真正面から取り上げられた理由の一つに、佐賀県「吉野」の発見がありました。持統紀に頻出する吉野を奈良県ではなく、佐賀県の吉野であり、本来は九州王朝の事績であったものを持統紀にはめ込んだものとされました。

それは、持統天皇の吉野行きは、年を通して、数回ずつ平均して、行っていたことと、行った時期の干支が合わないものがあった。春夏秋冬も変わりなく吉野行きをしていたことを不審に思い調べ直した結果、これは白村江の前の時期に当てはめると、時期の干支がピタリと合ったと言う。つまりこの吉野は、実は吉野ヶ里の吉野であって、軍船の査閲の事柄を奈良・吉野の花見見物などとして持統紀にはめ込んだものとわかったのです。

更にもうひとつの理由（背景）がありました。それは三森堯司氏の論文「馬から見た壬申の乱—騎兵の体験から『壬申紀』への疑問—」（注2）です。馬の専門家である三森氏は、『日本書紀』に記された壬申の乱での乗馬による踏破行路が古代馬のみならず品種改良された強靱な現代の馬でも困難であることを、科学的に立証された。すなわち、壬申の乱での天武等の行動記事は虚構だったことが証明されたのであります。この三森論文の出現により、『日本書紀』の記述に基づいて壬申の乱を扱った従来の全ての論説が吹き飛んでしまったのです。

解説：三森堯司氏の論文「馬から見た壬申の乱」の解釈

壬申の乱が日本書紀に記述されたとおりの戦いだとなると、かなりつじつまが合わないことが出てくるようです。古田武彦氏の『壬申大乱』を読みますと、吉野の風景の記述が変だったほかにも、「馬」の専門家の指摘が引用されており、書紀の壬申の乱における馬についての記述がおかしいことがわかります。

まず、おかしいのが、日程・行軍が不可能と断定せざるを得ないことに加え、「駄馬」が「乗馬」になっているところです。『壬申大乱』「壬申の乱の虚像」p 133
『・・大海人本隊が吉野を出発してまもなく、「伊勢の駄（におひうま）五十匹に会い、これに「乗馬」して山中を行軍した、という件です。

これにつき、三森氏は言われる。「大海人本隊は、徒歩と馬で160キロを丸二昼夜ちょっとで、三重郡家までの徹宵行軍であった。しかも菟田部隊のほとりで、湯沐の米を運ぶ駄五十匹に遇って、積んでいる米を捨てて徒歩のもの全員が乗馬したというから、女官達十人有余は騎乗したことになる。婦人の乗馬についてはここではふれないが、何でもかんでも馬があれば乗れると考えている。騎乗するには、鞍くら・銜くつわ・面繫おもがい・毛綱けづな・という準備が必要であり、駄馬が乗馬になることは絶対にならない」（三森堯司・「馬から見た壬申の乱―騎兵の体験から『壬申紀』への疑問―」東アジアの古代文化・18号、1979年）、三森氏は、この著名な挿話に対し、正面からその真実性（リアリティ）をキッパリと否定されたのである。』　・・以上。

解説：馬が1日に走れる距離は、常歩（なみあし　時速5～6 km）で、1日に約50～60 km移動可能。速歩（はやあし 1日に数回繰り返し約30～45 km移動可能　）
駆歩（かけあし 1日だと最大30 kmほど走行可能　）全速力（襲歩　1日だと4～5 kmほど移動可能）。また古代馬は身体も小さく体力も今の馬とは随分違う。

解説：面繫おもがい《「おもがき」の音変化》馬具の一。轡(くつわ)を固定するために、馬の頭にかける緒。おもづら。

解説：駄馬（読み）ダウマ　だばだま

荷物を運ぶ馬。荷馬(にうま)。下等な馬。だうま。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

この三森論文の重要性に着目された古田氏は、壬申の乱の舞台の一つである吉野を佐賀県「吉野」とし、壬申の乱全体像の見直しを行い。そして、従来近畿を中心として理解されてきた「壬申の乱」のスケールを拡大し、九州と近畿を含む「壬申の大乱」であったとする説を先の『壬申大乱』にて発表しました。

三森論文からも明らかなように、基本的に信頼できない『日本書紀』の壬申の乱の記述に対して、新たな史料批判の対象として注目されるのが『古事記』序文です。太安萬侶により編纂された『古事記』には、元明天皇に対して出された上表文の形式を持つ、序文が付されていますが、その序文中に壬申の乱にふれた部分があります。

その記述は『日本書紀』の「壬申の乱」よりも成立が早く。同時に、上表文でもあることから、当時の大和朝廷内の共通の認識と利害に立った記述であると考えられます。

従って、『日本書紀』の記述よりも、基本的に史料価値が高いと思われ、『日本書紀』と『古事記』序文の「壬申の乱」の記述に相違点があれば、疑うべきは『日本書紀』の方であると考えられます。こうした理解と方法論に立って、具体的に述べていきます。

『古事記』序文中、壬申の乱に対応する記事は次の部分です。便宜上、訳文には個別記事毎に番号を付しました。

暨飛鳥清原大宮御大八州天皇御世、潛龍體元、水存*雷應期。開夢歌而相纂業、投夜水而知承基。然、天時未臻、蟬蛻於南山、人事共給、虎歩於東國。皇輿忽駕、浚渡山川、六師雷震、三軍電逝。杖矛舉威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解。未移浹辰、氣珍*自清。乃、放牛息馬、豈*悌歸於華夏、卷旌貳*戈、舞*詠停於都邑。歲次大梁、月踵夾鍾、清原大宮、昇即*天位。（岩波日本古典文学大系『古事記 祝詞』による）

存*は、三水編に存。JIS 第4水準ユニコード 6D0A

珍*は、王偏の変わりに三水編。

豈*は、立心偏に豈。JIS 第3水準ユニコード 6137

貳*は、JIS 第3水準ユニコード 6222

舞*は、人偏に舞。別字。JIS 第4水準ユニコード 511B

即*は、即の別字。JIS 第3水準ユニコード 537D

（訳文）

(1) 飛鳥の清原の大宮に大八州御しめしし天皇の御世に暨りて、潛龍元を體し、[水存]雷期に應じき。

(2) 夢の歌を開きて業を纂がむことを相せ、夜の水に投りて基を承けむことを知りたまひき。

(3) 然れとども、天の時未だ臻らずして、南山に蟬蛻し、人事共給はりて、東國に虎歩したまひき。

(4) 皇輿忽ち駕して、山川を浚え渡り、六師雷のごとく震ひ、三軍電のごとく逝きき。杖矛威を擧げて、猛士烟のごとく起こり、絳旗兵を耀かして、凶徒瓦のごとく解けき。

(5) 未だ浹辰を移さずして、氣珍*自ら清まりき。乃ち、牛を放ち馬を息へ、豈*悌して華夏に歸り、旌を卷きて戈を貳*め、舞詠して都邑に停まりたまひき。

(6) 歲大梁（酉年）に次り、月夾鍾（二月）に踵り、清原の大宮にして、昇りて天位に即きたまひき。

このように序文の約十五パーセントを壬申の乱に関する記述が占めていることから、太安萬侶ら大和朝廷官僚や序文を上表された元明天皇も、壬申の乱を重要視していたことがうかがわれます。

しかし『古事記』序文や『日本書紀』に特筆大書された壬申の乱であるにもかかわらず、その両者には重大な相違が散見されます。それも枝葉末節ではなく、壬申の乱勃発の大義名分にかかわる部分です。

『日本書紀』によれば、壬申の乱勃発の大筋は、出家して吉野に入った天武（大海人皇子）を近江朝の大友皇子が亡き者にしようとしたため、やむなく天武は東国に逃れ、挙兵したという事になっています。すなわち、壬申の乱勃発の責任は大友皇子側にあり、とする。この一点こそ天智の正統な後継者である大友皇子を死に追いやった大義名分なのです。天武の後継者が自らの為に編纂した『日本書紀』の目的から見ても、そう書かざるを得ないことは、よく理解できます。

ところが、『古事記』序文では様相が全く違ってきます。先の訳文を見ていただきたい。天武はまず、「(2) 夢の歌を開きて業を纂がむことを相せ、夜の水に投りて基を承けむことを知りたまひき。」とあるように、天皇となることを占い、「夜の水」に至って自らが皇位を継ぐべきことを知った。そしてその後、

「(3) 然れとども、天の時未だ臻らずして、南山に蟬蛻（せんぜい）し、人事共給はりて、東國に虎歩したまひき。」とある。ようするに、南山（通説では奈良県吉野）に入る前に天下をとることを決めていたと記されているのだ。そして、その地（南山）でようやく「人事共給はり」、東国に入り挙兵したのである。

『古事記』序文の記すところ、壬申の乱は最初から皇位篡奪をはかった天武によるものであり、そのために南山に入ったのである。従って、ここでの天武は命を狙われる被害者ではなく、終始一貫して加害者として記されています。そして、その大義名分は、せんぜい【占筮】「占いの結果」であり、これでは到底世間は納得するとは思いません。しかし、太安萬侶は序文でそのように記しています。

『日本書紀』と『古事記』序文のいずれが真実でしょうか。当然、『古事記』です。

『日本書紀』の壬申の乱の経緯はできすぎています。また、『日本書紀』の大義名分が真実であったのなら、『古事記』序文のように自らに不利に書き換えなければならない理由はありません。その逆ならありうる。

また、元明天皇への上表文たる序文に、わざわざ嘘を書く必要性もありません。従って、『古事記』序文の記すところが、壬申の乱の真実により近いと考えざるを得ないのです。すなわち、天武は近江朝を滅ぼすために南山に入ったと考えられます。

『日本書紀』の壬申の乱の記事が虚構であることは、すでに述べたとおりです。そうであれば『古事記』序文の記事も『日本書紀』の記述とは切り離して、再検討が必要です。古田氏が指摘されたように、壬申の乱の吉野を佐賀県吉野とするならば、『古事記』序文に見える「夜の水」や「南山」も九州の地と考える必要があります。

通説では「夜の水」を名張の横河としていますが、原文の「夜水」は河名の漢文風表記と考えるべきで、例えば、中国では河の名称として「洛水」「漢水」と言うように、「夜水」を日本風に言えば「夜川」となります。

このような名を持つ川が九州にあるだろうか。あります。九州第一の大河、筑後川は「一夜川」という別名を持っています。たとえば、江戸時代の筑後地方の地誌『筑後志』には次のように記されています。

「●一夜川 是も亦筑後川の異称なり、俚俗の傳説に、普光山觀興寺の佛像を刻む所の異木、往昔、豊後國の山溪より流れ出て、一夜にして此川に到り。大城の邑に止りぬ。爰を以て一夜川と名くと。按ずるに、例の浮屠の妄説にして、論ずるに足らず。一夜川の名實未だ詳ならず。」（『筑後志』） 室町時代の連歌師宗祇（一五〇二没）の著書『名所方角抄』にも「一夜川、千とせとも俗に筑後川ともいう也」と記述されている。この一夜川こそ夜水と表記するにふさわしい川名です。

近畿から九州に落ちのびた天武はこの一夜川（夜水）に至り、自らの運命を「夢の歌」として聞いた。それは大友皇子や九州王朝に替わって自らが「天位」につくことを告げていた。しかし、「天の時未だ臻らずして、南山に蟬蛻し」た。この南山も当然九州です。しかも、夜水（筑後川）の近くでなければなりません。

そのような山はあるか。これも、あります。筑後川を渡るとそこには「曲水の宴」の遺構を持った筑後国府があり、そして、その先には有名な高良山神籠石山城が屹立している。この高良山こそ、九州王朝の都大宰府のほぼ真南に位置しており、南山と呼ばれるにふさわしい山です。高良山神籠石に籠もり、天武は時を待った。「人事共給」わる時を。

このように、壬申の乱とは従来考えられていたような近畿内部の争乱ではなく、九州を発端として近畿や東国（東海地方）をも巻き込んだ、列島の覇者の地位を賭けた大乱だったのです。壬申の大乱であります。

解説：高良山神籠石（こうらさんこうごいし）は、筑後国御井郡の高良山（現在の福岡県御井町）にあった日本の古代山城（分類は神籠石系山城）。城跡は国の史跡に指定されている。出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

南山で「人事共給」わる時を天武は待つといいましたが、原文は「人事共給」であり、これを岩波の古典文学大系の『古事記』では、「供給」と同義として、「そなわる」と読ませている。しかし、この読みは強引ではないでしょうか。「共給」とあれば、「共に給わる」と読むのが普通です。人と事を共に給わった、のであります。

ところが、この「給う」という語は上下関係を前提とした言葉であり、上位者が下位者に物を与える時に使う用語です。従って、これでは天武よりも上位者が下位者たる天武に軍勢を与えたという意味になり、通説では理解困難な読みとなります。岩波の編者達が「共給」に「そなわる」という無理な訓を与えたのもこうした事情からと考えられます。

なお、「給」には「たまう」と「たまわる」の両方の語義がありますが、今回のケースの場合は「たまわる」と解さざるを得ない。主語を天武として「たまう」としたのは、

天武が最初から軍勢を持っていたことになるし、誰に与えたのかも不明です。やはり、ここは「たまわる」と読むほかなく。天武よりも上位者が天武に軍勢をたまわったのです。

解説：きゅう

【給】 キュウ（キフ） たまう・たまわる

1.物が十分足りる。足りるようにする。 「給足・給水・自給・供給・補給」

2.目上から、目下に与える。たまわる。転じて、一般に供給する。

「給付・給米・給与・給恤(きゅうじゅつ)・給料・給金・給電・給油・給費・支給・配給・需給」

解説：人事共給の給は、たまわるとしか読めません。

このため 「じんじともにたまわりて」 人事共に賜りてと読む以外に考えられません。

「白村江」の敗戦後に唐軍が九州に進駐していた日本書紀の関連記述の中で、672年3月天智天皇崩御をわざわざ、筑紫へ使者を出して郭務悰に告げていることから進駐軍はずっと筑紫にいたと考えられます。がその後672年5月郭務悰らが帰国すると、672年7月壬申の乱が起こります。どうも唐と九州王朝の内諾・支援を受けての乱（政権内のクーデター）ではないかとの疑問が出てきます。

この「人事、共に給わる」という読みは、一元史観では理解困難な読みですが、多元史観に立てば、二つの可能性が考えられます。

一つは、中国（唐）の筑紫進駐軍、郭務宗*が天武に援軍と近江朝打倒の承認を与えたという可能性。たとえば、『釈日本紀』に記された壬申の乱の時の天武と唐人による次の会話からは、唐との協力関係がうかがわれるのです。

「既而天皇問唐人等曰。汝国数戦国也。必知戦術。今如何矣。一人進奏言。厥唐国先遣観者以令視地形陰平及消息。方出師。或夜襲、或昼撃。但不知深術。時天皇謂親王（以下略）」（『釈日本紀』）

天武が唐人に戦術を問うたところ、唐ではまず先遣隊を派遣し地形や敵の状況などを偵察した上で軍を出し、夜襲や昼に攻撃を行うということを助言したとある。こうした記事から、郭務宗*帰国後も唐人の一部は天武軍に同行したようです。

もうひとつは、九州王朝が与えたというケース。たとえば、壬申の乱の功臣に大分君恵尺（おおきだのえさか）がいます。九州は大分の実力者と推定され、こうした人物が天武に従ったことを考えると、九州王朝が天武に援軍をさしだしたとも考えられます。

いずれも、当時、天武よりも上位者であると考えられます。現在の所、どちらが天武に援軍や承認を給わったのか断定できませんが（唐と九州王朝の両者が天武を支持したという可能性もあります。）、天武より上位者が九州の地に存在したことは間違いないし、太安萬侶はその事実を知っていたと考えられます。

『古事記』序文における壬申の乱の記述は、大変慎重かつ巧妙に書かれています。

『日本書紀』のような虚構に満ちた記述ではなく、上表文として恐らくは大和朝廷内周知の歴史認識（九州王朝の先住と王朝の交代）に基づいて記されていると思われ、九州王朝の存在を直接的には見えない文章表現としています。それでいながら、「夜水」や「南山」などというギリギリの表現で壬申大乱のスケールを記していると言えます。

壬申大乱の勝者、天武は「天位」に即位した後、事実上の列島内第一実力者として、本格的な王朝体制の構築を開始します。律令や条坊制を持つ藤原京など、天武紀には様々な事業の開始記事で飾られています。この時期、九州王朝との力関係や大義名分上の関係など、まだまだ不明な問題が多いですが、間違いなく言えるのは、国内的には壬申大乱こそ、大和朝廷が列島の代表者となった画期点の一つだったと言えます。

その証拠に、大和朝廷は八世紀半ば時点でも、壬申の乱の功臣やその遺族を顕彰し続けた事実が上げられます。（注3）

注1 古田武彦『壬申大乱』東洋書林、二〇〇一年。

注2 『東アジアの古代文化』十八号、一九七九年。

注3 『続日本紀』天平宝字元年（七五七）十二月、大化改新や律令編纂などの功労者と共に、壬申の乱の功臣の子孫に功田を相続させることが太政官より奏じられている。

〔補足1〕南山を高良山のこととする本稿の結論に関連して、『高良記』の次の記事が目されます。「御詔宣ハ白鳳十三年也、天武天皇即位二年癸酉二月八日ノ御法心也」

高良玉垂命が壬申の乱の翌年にあたる白鳳十三年（六七三）二月八日に発心し、仏門に入った記事と思われるが、この直後の二月二七日に天武が即位している。偶然とは思われず、何らかの関連性があったのではないのか。なお、歴代の玉垂命が倭の五王であったとする論（「九州王朝の筑後遷宮－高良玉垂命考」、『新・古代学』第4集所収。一九九九年、新泉社）があります。

〔補足2〕また、高良玉垂命神は、「仁徳五十五(三六七)」に当山(高良山)に來臨したと「古系図」内の注記にある。中国の南北朝分立(晋の滅亡：三一六)以後、高句麗と倭国は対立し、撃突した。その危機(高句麗の來襲)を恐れ、博多湾岸中心の「倭国」(弥生時代)は、その中枢部をここ高良山へと移動させたと考えられます。

このように、『古事記』には隠された編纂意図があちこちに残されてるのです。さらに、見てみますと、古事記の序文のストーリー問題があります。

唐代の孔安国が書いた尚書正義という本があって、そこから古事記序文は引っ張ってきていることを知りました。これは以前から山田孝雄氏、武田祐吉氏も指摘していました。

たとえば、尚書正義では混元初闢というのが古事記序文では混元既凝となっています。さらに、ストーリーも似ています。（下記に比較図）

尚書正義	古事記序文
秦の始皇帝の墳書坑儒	欠
伏生九十歳	稗田阿禮二十八歳
記憶力拔群	記憶力拔群
漢の孝文帝、学者に命じて筆録せしむ	元明天皇、太安萬侶に命じて筆録せしむ

これだけ似ていれば粉飾どころではありません。しかもより重要なことはこの尚書正義は何をやっているかと言うと、秦の始皇帝の墳書坑儒というのがありました。あの時四書五経とかが焼かれて殺された。その後前漢になりましたが前漢は困ったわけです。儒教を復興しようとしたが、本がないわけです。

解説：尚書正義は前漢の孔安国(こうあんこく：前漢の学者)の注を基にして、書かれた本です。古代礼記正義(らいきせいぎ)と同じように唐の孔穎達(くえいだつ・くようだつ)が選んだ五経正義の一つで、前漢の孔安国の注をもとに孔穎達が疏(そ：注釈)を書いた「尚書」の注疏です。出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

解説：焚書坑儒(ふんしょこうじゅ、繁体字: 焚書坑儒、簡体字: 焚书坑儒、拼音: fénshū kēngrú)とは、古代中国の秦代に発生した思想弾圧事件。焚書は「書を燃やす」こと、坑儒とは「儒者を坑(穴)に生き埋めにする」を意味する。
出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

そこで晁錯という学者が伏生、名は勝という九十何歳の老人博士から、彼がものを記憶するすごい力をもっていた。その記憶するのがすごい、古事記序文と一緒になのです。

形態がよく似ている、まったくそっくりの表現が使われている。ですから粉飾というとき単語を使わせて貰ったのが粉飾。ところがこれだけ沢山単語が似ていたら粉飾というレベルを超えている。それだけでなくストーリーが一致している。老人が若者になっている、晁錯が太安萬侶になっているだけの同じストーリーです。

更に新たな疑問があります。一つは、今の中国の聖天子と比較する場合、中国の堯舜のような聖天子より、日本の天武や元明の方が偉いという言い方をしています。天武の場合はまだ控えめに言っていると取れないこともないのですが、元明になると完全に聖天子、堯舜より元明の方が格が高いとはっきり書いてあります。

これを中国が見たら怒ります。「国家安康」の問題ではないけれど、日本を占領してもおかしくないほどの問題です。ということを当然漢文が読める学者は思ったわけです。古事記がキャンセルされた一つの理由がそこにあるのではないかと考えられます。

その後さらに問題が進展し、稗田阿禮が若いときにこれを覚えさせられたにもかかわらず、それを書き取ったのは元明の和銅四年です。二十八歳の者が和銅四年まで何年経っているかと言うと、もしこれが天武の最晩年であったとしても、二十六年ぐらい経っています。天武の初年だとしたら三十何年経っていることになります。

その間稗田阿禮が生きていられるという保証はどこにもありません。それを書き取らずにきたということ自体がおかしいのです。さらに、この序文は内容がおかしいのです。

天武のことは壬申の乱を含めて長々と書いていますが、天智や聖徳太子のことが一切出てこない。壬申の乱は古事記の本文にないにもかかわらず序文には長々と書いてあり、改新の天智や十七条 憲法の聖徳太子は一切書いていない。それがおかしいのです。

仮に八世紀に元明と元正と、あるいは、天智系と天武系の二派があったとしますと、天智系はこの序文を見たら 怒ると思います。なぜ天智天皇のことを一切書かないのだと言うと思います。聖徳太子派の人も怒ったと思います。喜んだのは天武派だけです。

外部の中国人が見たら怒るだけでなく、内部でもこれを見たら非常に怒ると思います。

考えてみると和銅五年の元明の古事記を書き取ったそのときは、日本書紀は当然なかったですが、日本書紀のもと本もなかったのじゃないかと思われま

す。言い換えると大化の改新も十七条の憲法も近畿天皇家の歴史にはまだ入っていなかったのじゃないか、だから書いていないとも考えられるのです。

そこで前の問題を振り返ってみますと、序文は明らかに盗作だと考えられます。

しかし太安萬侶が書いたことは間違いないと思います。銘文と一致しています。だからと言って太安萬侶が盗作をしなかったという保証はありません。つまりこの内容は信用できないということになります。早い話が、天武天皇がそんなことを言ったということは日本書紀に全く出て来ません。

さらに天武の名前もおかしいと思います。「飛鳥の清原の大宮に大八州御しめしし天皇」とこうあります（古事記序文）。これはおかしいです。最後の一年間浄御原にいたと書いてありますが、本当の名前が出ていないのです。

本当の名前はなんとかの真人 なっています。ちゃんと書けばいいのに書いていません。（注 日本書紀には天淳中原瀛真人〈あまのぬなはらおきのまひと〉天皇となっている）。

また、丹比真人（たぢひのまひと）は人麻呂に成り代わって作っています。

（注 万葉集巻2－226は〈丹比真人名欠けたり、柿本人麻呂の心をあてはかりて報ふる歌一首〉となっている） あれは天武と同格です。

名前が誰か解らないというのは嘘で、7世紀後半の人物なのに八世紀後半に名前が解らない、天武と同格の人間が解らないと言うことも嘘で、解っていても書けないだけだと考えられます。結論を言いますと「天武は真人だった」と言うことになります。九州王朝から任命された真人が天武であって、天皇ではなかった。と考えられます。

解説：真人とは、以下のこと指す。

真人（しんじん） - 道教における人間の理想像。仙人。

真人（まひと） - 天武天皇一三年（六八四）制定、八色の姓（やくさのかばね）の最高位。

基本的に、継体天皇の近親とそれ以降の天皇・皇子の子孫に与えられた。天皇の称号が道教の天皇大帝に由来するという説とともに、この「真人」も道教由来のものとする説がある。八色の姓のなかでは道師も道教の神学用語と重なっている。また天武天皇の諡（おくりな）の「瀛真人」（おきのまひと）は道教の神学では「瀛州」という海中の神山に住む仙人の高級者を意味する。八色の姓は、真人(まひと)、朝臣(あそみ)、宿禰(すくね)、忌寸(いみき)、道師(みちのし)、臣(おみ)、連(むらじ)、稻置(いなぎ)の称。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

結論として、三国志の場合は、最初は曹操が天子になっているわけですが、本当の天子ではなく、その息子の文帝から本当の天子になります。本当の天子の親は臣下であったが天子に扱っています。三国志の場合は一人だけです。しかし北魏の魏書はもっとひどくて、鮮卑がやってきて洛陽を支配しました。それまでは鮮卑の部族であった。その部族の長が全部天子・皇帝と書いてあります。現在皇帝であるから、先祖は全部皇帝というわけです。

それを日本書紀は真似しています。701年以後は天皇家が天皇になりました。だからそれ以前も全部天皇になりました。という解釈で書かれている事になります。

さらに最大の難関、**「日本紀と日本書紀は同じか？」**と云う問題があります。

万葉集の中にある日本紀について考えます。

下記の一覧は、「年号」と「記・紀」を作った人たち を発表したときのものですが、朱鳥（しゅちょう）元号について、新たにわかった事がありますので報告いたします。

古代の元号（年号）一覧・・古い順に並べてあります。

①飛鳥時代 元号 読み 始期 終期 年数 天皇名 改元(建元)理由

大化たいか 皇極天皇 4年6月19日（645年7月17日）～大化6年2月15日（650年3月22日）
6年 孝徳天皇 天下安寧、政化敷行による改元。

白雉はくち 大化6年2月15日（650年3月22日）～白雉5年10月10日（654年11月24日）
5年 孝徳天皇 穴戸国の国司が白雉を献上した祥瑞による改元。

―― 白雉5年10月10日（654年11月24日）～天武天皇15年7月20日（686年8月14日）
32年 ― 孝徳天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

朱鳥しゅちょう 天武天皇15年7月20日（686年8月14日）～朱鳥元年9月9日（686年10月1日）
1年 天武天皇 （不明） （すちょう あかみどり）

―― 朱鳥元年9月9日（686年10月1日）～文武天皇5年3月21日（701年5月3日）
15年 天武天皇の崩御後、新たな元号は定められず。

大宝たいほう 文武天皇 5 年 3 月 21 日（701 年 5 月 3 日）～大宝 4 年 5 月 10 日（704 年 6 月 16 日）

4 年 文武天皇 対馬国から金が献上された事による建元。（だいほう）

慶雲けいうん 大宝 4 年 5 月 10 日（704 年 6 月 16 日）～慶雲 5 年 1 月 11 日（708 年 2 月 7 日）

5 年 文武天皇 西楼に慶雲を見た祥瑞による改元。（きょううん）

和銅わどう 慶雲 5 年 1 月 11 日（708 年 2 月 7 日）和銅 8 年 9 月 2 日（715 年 10 月 3 日）

8 年 元明天皇 武蔵国より和銅が献上された祥瑞による改元。

それは、朱鳥（しゅちょう）元号が『万葉集』に引用されていたこと。それも朱鳥四年から朱鳥八年までありました。元号の期間は、上記一覧を作ったとき参照した日本書紀や他の資料でも、改元から僅か一ヶ月半とされています。この引用元は、『日本紀』となっていて、『万葉集』の(巻一)、(巻二)にだけ『日本紀』からの引用があります。

○以下に『万葉集』に引用されている『日本紀』の部分を記述します。

■朱鳥四年庚寅(690 年)秋九月、天皇紀伊国に幸すなり。

■朱鳥五年辛卯(691 年)秋九月、己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。

■朱鳥六年壬辰(692 年)春三月、浄広卑広瀬王等を以て留守官と為す。

■朱鳥七年癸巳(693 年)秋八月、藤原宮の地に幸す。

■朱鳥八年甲午(694 年)春正月、藤原宮に幸す。

■冬十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。

以上 復元された『日本紀』。

日本紀とは、どういうものなのでしょうか。調べてみます。

解説：にほんぎ【日本紀】：デジタル大辞泉の解説：日本書紀のこと。

解説：にほんしょき【日本書紀】：デジタル大辞泉の解説

奈良時代の歴史書。最初の勅撰正史。六国史(りっこくし)の第一。30 巻。舎人(とねり)親王らの編。養老 4 年（720）成立。資料として、帝紀・旧辞のほか寺院の縁起、諸家の記録、中国・朝鮮の史料などを広く用い、神代から持統天皇までを漢文の編年体で記したものの。日本紀(にほんぎ)のこと。

さらに、『続日本紀』は次のように書いています。(元正)養老四年(720 年)五月、是より先、一品舎人親王、勅を奉りて『日本紀』を修む。是に至り功成り奏上す。紀三十巻、系図一卷。『続日本紀』

『日本書紀』は元正天皇の養老四年(720 年)に成立したといえます。

ところがここには『日本紀』とあります。『日本書紀』ではありません。

現在の辞書などでは同じものとされていますが、『日本紀』と『日本書紀』は本当に同じものなのでしょうか。

現状の「日本の歴史学」ではこれを同じものとみなして『日本書紀』の成立を720年としています。岩波書店の『日本書紀』の「解説」でも『日本紀』と『日本書紀』は同じものであるとして、両者の関係について次のように解説しています。『日本書紀』は『日本紀』ともいう。その命名の由来や、二つの名前の関係については、古来いろいろの説があつて、まだ決着していない。

一般に言われている説は、伴信友が『日本書紀考』において述べたものである。かれは言う。『日本紀』が本来の名である。その理由は、(中略)『続日本紀』に「修日本紀」とあり、『続日本紀』以下の国史の名がみな『日本紀』をとって、『日本書紀』をとっていないことから明白である。つまり『日本紀』が本来の名であるが、書名がいつ『日本書紀』となったかはわからない。が、『日本紀』と『日本書紀』は同じものである。と言っているわけです。

しかし本当に、二書は同じものなののでしょうか。書名をみると、日本「書紀」という書名は、中国にはない日本だけにある書名です。稀なというか異端の書名と言わざるを得ません。どうしてそう言えるか、理由を以下にあげます。「書」と「紀」とでは、中国や日本で、史書編纂上での根拠が全く異なり、一書の書名として「書紀」はあり得ないことになります。

まず体裁の比較をすると

- ①古事「記」は、系譜書性格を持った歴史書であり
- ②いわゆる日本「書紀」は、編年体の体裁を持った歴史書である。といえます。歴史書の体裁と書名の関係については、以下のように決まっているようです。
- ①紀伝体（中国・二十四史）は、帝紀以外に以下の項目があります。
 - ・帝紀（帝王一代ごと）必ずしも毎年の記事は書かないこともあります。
 - ・列伝（個人や各民族の伝記が、書かれています。）
 - ・志（天文、地理、軍事ほか特殊分野の変遷が、書かれています。）
 - ・表（制度一覧、年表等が、あります。）
- ②編年体（日本の六国史はすべてこれ）は、帝紀のみ書かれています。
 - ・帝紀のみ（実録形式）極論すれば日記形式＝実録ともいえる形式です。

解説：しょくにほんぎ【続日本紀】：デジタル大辞泉の解説

平安初期の歴史書。六国史(りっこくし)の第二。40巻。菅野真道(すがののまみち)・藤原継縄(ふじわらのつぐただ)らの編。延暦16年(797)成立。文武天皇即位の文武元年(697)から桓武天皇の延暦10年(791)までを、漢文の編年体で記述。続紀。

解説：とねりしんのう【舎人親王】：デジタル大辞泉の解説

[676～735] 天武天皇の皇子。日本書紀の編纂(へんさん)を主宰し、養老4年(720)に完成。藤原不比等の死後、知太政官事(ちだじょうかんじ)となり、死後、太政大臣を贈られた。

解説：ばん - のぶとも【伴信友】：デジタル大辞泉の解説

[1773～1846] 江戸後期の国学者。若狭小浜藩士。通称、州五郎。号、事負(ことひ)。本居宣長没後の門人。歴史の研究、古典の考証にすぐれた。著「比古婆衣(ひこばえ)」
「長等山風(ながらのやまかぜ)」 「神社私考」 など。

解説：けいふ【系譜】：先祖から子孫に至る一族代々のつながり。師弟関係などのつながり。また、それを書き表した図や記録。系図。

解説：へんねんたい【編年体】：歴史記述形式のひとつ。年月の順を追って事実の発生・発展を記述する。

解説：きでんたい【紀伝体】：歴史記述の形式のひとつ。本紀(ほんぎ)(帝王の年代記)・列伝(臣下の伝記)・志(社会の現象)・表(年表や系譜など)から成るが、本紀と列伝が中心なのでこの名がある。「史記」に始まり中国の正史形式の標準となった。

ここで書と紀の違いを確認します

①紀伝体ほかの書名は、

- ・紀伝体の書名・・記、書、史、志、略 を使用します。
- ・詩集、随筆、議事録ほかの書名・・記、書、禄、経、辞、集、義、術 などを使用します。(上記の書名には、紀と実録は使わないというルールになっているようです。)

②編年体の書名は、

- ・紀または実録に限定されていること、が特徴となっています。
- だから、上記により「書紀」という書名は、「ありえない!」という事になってしまいます。もしあるとすれば、二つの書を併せた「書」+「紀」の形が推測されます。

しかし広辞苑には次のようにあります。

- ・書紀・・日本書紀の略称、単に紀とも略すとある。つまり書紀＝日本書紀のこととなっています。しかし中国には書紀という名の本はないし、日本にもこの一書だけです。
- ・一書の書名(体裁)から考えると、日本紀はあり得ても日本書紀はあり得ないことになります。

日本の勅撰でつくられた正史は、以下のとおりです。

①勅撰・・天子の勅(みことのり)によって選したもの。

②六国史のみ(すべて編年体です。)

・**日本紀→ 日本書紀のことでしょうか?。**：神代から持統天皇の時代までを記す。

- ・続日本紀：697年より791年まで、文武天皇から桓武天皇までの95年間。
- ・日本後紀：延暦11年(792年)から天長10年(833年)までの42年間。
- ・続日本後紀：天長10年(833年)から嘉祥3年(850年)までの18年間。
- ・文徳実録：嘉祥3年(850年)から天安2年(858年)までの8年間。
- ・日本三代実録：天安2年(858年)8月から仁和3年(887年)8月までの30年間。

日本書紀の「書紀」とは、古事記と日本紀を併せた略称とすると、現在の記紀に相当する呼称と考えられます。

- ・ 現在では・ ・ 記紀＝古事記＋日本書紀 のこととしています
- ・ 書名の事実としては・ ・ 書紀＝日本書＋日本紀 の事と考えられます。

もしそうであれば、「古事記を日本書と呼んでいた。」という時期があったとしか考えられません。とすれば、なぜ古事記を日本書と読んだのでしょうか。

ここで日本紀の講書記録をみてみましょう。

日本紀の講書とは平安時代前期に、国史である『日本紀』の講義・研究を行った、宮中行事の一種。

7回実施されています。日本紀講筵（講書）を参照のこと。

- ・ 712年・ ・ 古事記成立
- ・ 713年・ ・ 風土記の編纂の勅命
- ・ 714年・ ・ 国史編纂の勅命（紀清人、三宅藤磨呂）
- ・ 720年・ ・ 日本紀成立（舎人親王）
- ・ 721年・ ・ 第1回 日本紀講書

古事記を日本書に改称して、日本の書・紀として勉強（講書）したと考えると、これは古事記は倭国のこと、日本紀は日本国のことが書かれているからだと考えられます。

・ 812年・ ・ 第2回 日本紀講書：この頃は古事記＋日本書紀を勉強（講書）したと思われる。

●上記の経緯が、812年の日本紀講書の記録をみると推測できます。

Q 此の書を日本書と謂わず、又日本紀とも謂わず、只日本書紀と謂うは如何？

A 講師（多朝臣人長）答えて曰く

范蔚宗撰「後漢書」に曰く 叙帝王之事、謂之書紀。叙臣下之事、謂之書列伝。

帝王の事を叙（の）べる、之書（しる）すを書紀と謂う

臣下の事を叙（の）べる、之書（しる）すを列伝と謂う

とあります。（これはあり得ませんし、全くの誤訳です。）

●古事記を日本書へ改称については、904年（延喜4年）の日本紀講書私記に次のようにあります。

Q 又問う。何ぞ（古事記を）倭書と云わず、日本書と云うは如何

A 説いて云わく、本朝の地、東極に在り、日の出る所に近し。又、嘉（よき）名を取りて、乃（すなわ）ち日本書と号（よ）ぶ。

解説：日本書紀以降、国名を倭と書いた文献はありません。また、それ以前の文献は古事記しか残存していません。その古事記には、日本が一切登場せず、すべて倭となっています。このため 倭書＝古事記の可能性が大きいと考えられるのです。

●古事記の国名表記（例）を次ぎに掲げます。

大倭（やまと）豊秋津嶋、
神倭伊波礼毘古（かむやまといわれひこ）
倭建命（やまとたけるのみこと）、
任那倭（やまと）府

●日本紀の国名表記（例）を次ぎに掲げます。

大日本（やまと）豊秋津州、
神日本磐余彦（かむやまといわれひこ）
日本武尊（やまとたけるのみこと）、
任那日本（やまと）府

日本紀講書において、古事記の倭という国名表記になんらかの問題があったのではないかと考えられます。また日本紀の立場は、古い倭の表記を否定するものとする事ができると思います。

これは『旧唐書くとうじょ』倭国伝・日本国伝に云う（・・前略・・）日本国は倭国の別種である。その国は日の昇る方にあるので、「日本」という名前をつけている。あるいは「倭国がみずからその名前が優雅でないのを嫌がって、改めて日本とつけた。」ともいう。またあるいは「日本は古くは小国だったが、倭国の地を併合した。」ことを示唆すると言えるのではないのでしょうか。

以上のことを整理しますと

日本書紀とは、古事記と日本紀を合わせた略称である。とすることができると思います。

解説：「日本紀講書」とは

当時の王族や貴族などの人々を対象として、開かれていた「日本紀」の勉強会のことで、「日本紀」が完成した翌年の721年に第1回目が開かれ、第2回目は812年に多朝臣人長（おおのあそんひとなが）が講師となって開かれています。

・第2回目の講書で出された質疑応答記録

この第2回目の「日本紀講書」のとき、受講生から「『日本書紀』という名前はおかしい。『日本書』か『日本紀』のどちらかではないか」という書名に関する質問が出ています。

その質問に対して、多朝臣人長は、「後漢書」に出てくる記事を持ち出し、「書紀」で正しい。と答えています。

※後漢書の記事

敘帝王事、謂之書紀。敘臣下事、謂之書列伝。～

これを講師の多朝臣人長は、「帝王の事を叙（のべ）る、之を書紀と謂い、臣下の事を叙る、之を書列伝という」と解釈しているが、これは完全な誤訳で、本来は、「帝王の

事を敍（のべ）る、之を書（しる）すを紀と謂い、臣下の事を敍る、之を書（しる）すを列伝という」と読むべきもので、古来中国に「紀」と「列伝」という言葉はあるが、「書紀」とか「書列伝」なんて書名は有りません。

しかし、それ以降、「日本書紀」を是とする考え方が朝廷内に定着してしまったものと考えられます。

・第5回目の講書で出された質疑応答記録

904年から開かれた第5回目の「日本紀講書」の記録のうち、905年の講書において、「古事記」を前にして出されたような質問、「何ぞ倭書と云わずして日本書と云うは如何に」が出ています。

この質問の意味は、「古事記は、国名をすべて倭と書いているのだから、古事記を「倭書」と言い換えるなら分かるが、なぜ「日本書」というのか」と聞いている。

これに対する講師の回答は、「本朝の地、東極に在り。日の出る所に近し。また、嘉名（よきな）を取り、仍（すなわ）ち日本書と号（よ）ぶ。」と言っています。

つまり、ここで講師は「古事記」を「日本書」と改称させている可能性があります。

また、前に述べたように「書」と「記」は中国の史料規則では同じ紀伝体に用いる書名のグループに属しているので「古事記」を「倭書」や「日本書」に改称しても史料体裁からくる書名の問題はなかった。このため、「記紀」成立当初は、「古事記」を「日本書」と改称した上で、「日本書」と「日本紀」の2書を併せて「日本の書と紀」、つまり「書紀」と略称で呼んでいたのではないのでしょうか。現在「古事記」と「日本書紀」を併せて「記紀」と略称しているのと同じ呼び方です。

またこれと関連して、太安万侶が「日本書紀」の編者に名を列ねていることへの疑問があります。「古事記」序文や「続日本紀」の記録により、太安万侶が「古事記」を上進していることは間違いないですが、「日本紀」の編纂には太安万侶の名前は全く出てきません。

ところが、「日本紀」が「日本書紀」と呼ばれるようになってから、その編纂者に太安万侶の名も挙げられるようになってきます。この疑問については、「釈日本紀」に、なぜ「日本紀」が「日本書紀」なのか、といった疑問と同時に「日本書紀」になぜ太安万侶の名前あるのか疑問を持っていた。とあります。「釈日本紀」の撰者である卜部懷賢（うらべかねかた）は、「日本紀講書」の記録などを検証した結果「日本紀」が正しい書名であると考えていました。

しかし「日本書紀」が本来の意味「日本書（古事記）と日本紀を合わせた略称」ではなく、「日本紀」のみをさす書名として周知されるようになったとき、それに呼応するようにふたたび、「古事記」という書名が出てくることとなった。これに伴い、太安万侶は本人が知らぬ間に「日本紀」の編纂者にも名前を列ねることになったのではないかと考えられています。

解説：うらべかねかた【卜部懷賢】：大辞林 第三版の解説

鎌倉中期の神道家。名は兼方とも。兼文の子。神祇権大副じんぎごんのおおすけ。「釈日本紀」（二八巻）を著し、吉田神道成立に大きな影響を与えた。生没年未詳。

解説：おおのやすまろ【太安万侶】：大辞林 第三版の解説

（?～723）奈良時代の文人。民部卿。元明天皇の勅により稗田阿礼ひえだのあれの誦習した帝紀・旧辞を筆録、古事記三巻を撰進。日本書紀の編纂にもあたったという。

解説：日本紀講筵（講書）：出典: フリー百科事典『ウィキペディア』

日本紀講筵（にほんぎこうえん）は、平安時代前期に、国史である『日本書紀』の講義・研究を行った、宮中行事の一種である。（注：弘仁私記序によると、721 年は日本紀の講書で、812 年以降は日本書紀の講書と考えられます。）

721 年（養老 5 年）に最初の講筵に行われたが、これは『日本書紀』完成を祝したものと考えられ、後世のものとはやや趣が異なっていると見られる。その後、812 年（弘仁 3 年）・843 年（承和 10 年）・878 年（元慶 2 年）・904 年（延喜 4 年）・936 年（承平 6 年）・965 年（康保 2 年）に計 7 回が行われたものと、史料などから考えられている。

講師には紀伝道などの歴史に通じた学者が博士（はかせ）・都講（ところ）・尚復（しょうふく）などに任命されて、数年かけて全 30 巻の講義を行った。長期にわたる大規模な行事であったために、ほぼ 30 年おきに 1 回開催され、尚復を務めた者が次の博士・都講を務めるのが慣例であった。

また、出席者も太政大臣以下の公卿や官人が出席して熱心な講義・意見交換が行われたとされている。元慶以後には、全ての日程が終了した後に大規模な竟宴が開催され、公卿らを中心に『日本（書）紀』の故事・逸話に因んだ和歌（「日本紀竟宴和歌」）を詠み、大歌御琴師がそれに合わせて和琴を奏で、博士以下に恩賞として禄を賜った。（注：都講は、塾生のかしら。尚復に同じ）

906 年（延喜 6 年）（904 年（延喜 4 年）からの講筵）と 943 年（天慶 6 年）（936 年（承平 6 年）からの講筵）の際に行われた竟宴の和歌が今日でも多く残されている。博士ら講義担当者は講義にあたって予めテキストに相当する覚書である『日本紀私記』を作成した。主に本文の訓読に関する記述が多いが、中には内容にまで踏み込んだものもある。これらの私記は、漢文で書かれた『日本書紀』を本来の伝承形態に戻って解釈することに力を注いでいると考えられている。現存 4 種の私記が残されている。

また、これらの私記は後世の『釈日本紀』編纂時の資料として用いられたと考えられ、私記の逸文からの引用と考えられる部分が同書中に記されている。また、序文に記紀よりも古い成立であると記している点について偽りだと考えられている『先代旧事本紀』の真の成立時期の推測などといった、文献学的にも多々参照されている。

解説：せんだいくじほんぎ【先代旧事本紀】：大辞林 第三版の解説 史書。十巻。蘇我馬子らの序文があるが平安初期の成立と推定される。神代から推古天皇に至る事績を記載。記紀からの引用が多いが、巻五「天孫本紀」、巻十「国造本紀」は他書に見られない所伝を載せ、貴重な資料。旧事紀。旧事本紀。

具体的に日本紀と日本書紀の事実関係をみてみましょう。

繰り返しになりますが、現行『書紀』（『日本書紀』）の次の歴史書は『続日本紀』とされていますが、これは文字通り『日本紀』に「続」ける、という意味と考えられ、『続日本紀』の前の歴史書が『日本書紀』ではなく、『日本紀』という史書名であったことが読み取れます。

つまり、『続日本紀』という史書が書かれた段階では『日本紀』が存在しており、だからこそ、その『日本紀』に続ける意味で「続」『日本紀』という史書名となったものと思われるわけです。

『続日本紀』は「淳仁天皇」（淡路廃帝）の時代から編纂が開始され、「光仁天皇」の時代も継続し、最終的に編纂が終了したのは「七九七年」「桓武天皇」の時とされています。このことは完成年次である「七九七年」の時点で『日本紀』が存在していたことを示すものと考えられます。

解説：じゅんにんてんのう【淳仁天皇】[733～765] 第47代天皇。在位758～764。舍人親王(とねりしんのう)の第7王子。名は大炊(おおい)。重用した藤原仲麻呂の道鏡排斥が失敗に終わり廃位、淡路に流された。淡路廃帝。

解説：さがてんのう【嵯峨天皇】[786～842] 第52代天皇。在位809～823。桓武天皇の皇子。名は神野(かみの)。「弘仁格式」「新撰姓氏録(しょうじろく)」などを編纂(へんさん)させ、蔵人所(くろうどころ)・検非違使(けびいし)などを設けて律令制の補強を行った。また、能筆で知られ、三筆の一人。

その後『日本後紀』巻五によれば「七九七年(延暦十六年)二月己巳(十三日)」に「嵯峨天皇」により以下の「詔」が出されています。

「『日本後紀』巻五延暦十六年（七九七）二月己巳十三条」「是日。詔曰。天皇詔旨良麻止勅久。菅野眞道朝臣等三人。『前日本紀』與利以來未修繼在留久年乃御世御世乃行事乎勘搜修成弓。續日本紀・卷進留勞。勤美譽美奈毛所念行須。故是以。冠位舉賜治賜波久止勅御命乎聞食止宣。從四位下菅野朝臣眞道授正四位下。從五位上秋篠朝臣安人正五位上。外從五位下中科宿禰巨都雄從五位下。」

そこでは『続日本紀』の「前史」が『日本紀』であることが「明示」されています。天皇の詔自体に使用されている用語ですから、これを安易に「略語」的使用と考えることはできず、『日本紀』が「正式名称」であるという可能性が高いものと考えられます。

また、初めのところに書きましたが、『続日本紀』に『日本紀』の編纂についての記事があります。

「（養老）四年(七二〇年)五月癸酉…先是一品舍人親王奉勅修『日本紀』至是功成奏上紀州卷系圖一卷」

この記事によっても、編纂されたのは『日本紀』であって『日本書紀』ではないことがわかります。

冒頭にも書きましたが、この考え方は『万葉集』にもわかる個所があります。『万葉集』の左注には『日本紀』からとして引用されているものがあります。

例を挙げますと、『万葉集』の巻一の四十四番歌の「左注」があります。

「右、『日本紀』に曰く、朱鳥六年壬辰（みずのえたつ）の春三月丙寅の朔の戊辰、浄廣肆広瀬王等を以ちて、留守の官（つかさ）となす。ここに中納言大三輪朝臣高市麻呂、その冠位を脱ぎて、朝（みかど）に[敬/手]上（ささ）げて、重ねて諫（あは）めて曰さく、農作の前に、車駕未だ以て動ふべからず。辛未に、天皇諫（あはめ）に従はず、遂に伊勢に幸す。五月乙丑の朔の庚午阿児の仮宮に御すといえり。」

これを同じ事件を記した『書紀』で見ると以下のように書かれています。

「（持統）六年三月丙寅（ひのえとら）の朔戊辰（ついたちつちのえたつ）に、浄広肆広瀬王・直広参当摩真人智徳・直広肆紀朝臣弓張等を以て、留守官とす。是に、中納言大三輪朝臣高市麻呂、其の冠位を脱ぎて、朝（みかど）に[敬/手]上（ささ）げて、重ねて諫めて曰く、農作（のうさく）の節、車駕、未だ以て動きたまふべからず」とまうす。辛未（かのとひつじ）に、天皇諫に従ひたまはず、遂に伊勢に幸す。」

ここで引用されている『日本紀』という史書には「朱鳥六年」までの記事が存在しており、これは現行『日本書紀』には存在しないものです。

つまり、現行『日本書紀』とは違う『日本紀』という史書が存在していたという事が考えられます。

また『延喜式』には「凡踐祚大嘗祭『日本紀』云『安万乃日嗣』為大祀。」と書かれており、ここでも『日本紀』と書かれ、しかもそこでは「大嘗祭」のことを「安万乃日嗣」と称したというのですが、現行『日本書紀』には、どこにもそのような記述がありません。

僅かに『続日本紀』中の「宣命」の中で「天津日嗣」という言葉が出て来ますが、いずれにしても『延喜式』の主張するところとは異なっています。

また『本朝書籍目録』という十三世紀に編纂された、当時「確認」可能であったと思われる書籍全てを網羅したデータベースともいえるものにおいても「日本紀 三十巻 舍人親王撰 従神武至持統四十一代」とあり、まだその時点で『日本紀』が存在しているらしく、『日本書紀』ではないことが「注視」されます。いずれにしても現行の『日本書紀』

とは違うものが当時『日本紀』として存在し、認識されていたことを示すものと思われます。また日本紀の講書記録では、「八一二年」（弘仁三年）と「八一三年」（弘仁四年）に行われた宮中の諸官人に対する講義でも『日本紀』が講義されています。

「六月戊子。（中略）是日。始令參議從四位下紀朝臣廣濱。陰陽頭正五位下阿倍朝臣真勝等十餘人讀『日本紀』。散位從五位下多朝臣人長執講。」「日本後紀」弘仁三年(八一二)六月戊子(丁亥朔二)条

また、この時『日本紀』を講義した「多朝臣人長」が著した「弘仁私記序」の中にも同じ内容が書かれています。

「今然聖主嵯峨帝弘仁四年在祚之日 天智天皇之後 柏原天王之王子也。愍舊說將滅『本紀』合訛。詔刑部少輔從五位下多朝臣人長 祖禰見上。使講『日本紀』。」「弘仁私記序」

さらに「卜部兼方」の著とされる『釈日本紀』という書もそのタイトルに『日本紀』とあり、これは彼の父である「兼文」が「宮中」で講釈した内容に「奈良時代以降」の注釈書などを多く引用した「書紀注釈書」の集大成とされることから、参照した「奈良時代以降」には『日本紀』と称するものしかなかった可能性が高いものと考えられます。

さらにいえば「紫式部」は「日本紀の局」と時の天皇から称されたとされますし、物語に中にも『日本紀』という呼称が現れますが（蛭の巻）、実際には内容を見ると『続日本後紀』や『聖徳太子伝暦』に材をとった部分があるなどの事実が確認されるものの『書紀』との関連は薄いと思われます。

解説：「紫式部日記：日本紀の御局」の中で、左衛門の内侍という人が、（中略）「この人は、日本紀をこそ読みたるべけれ。まことに才ざえあるべし。」とのたまはせけるを、（中略）日本紀の御局とぞつけたりける、いとをかしくぞ侍る。 と書かれています。

解説：おおの-ひとなが【多人長】？-？平安時代前期の官吏：デジタル版 日本人名大辞典+Plus の解説 太(おおの)安麻呂の子孫。大同(だいどう)3年に從五位下となる。弘仁(こうにん)3年(812)から4年にかけて参議紀(きの)広浜ら十余名に日本紀講筵(にほんぎこうえん)(「日本書紀」の講義)をおこなった。

解説：多人長と「弘仁私記」太安万侶撰録の『古事記』のことが、初めて文献にあらわれるのは『弘仁私記』の序である。

『日本後紀』弘仁三年六月戊子の条に、参議從四位下紀臣広浜、陰陽頭正五位下阿部朝臣真勝等十余人、讀自本紀 散位從五位下多朝臣人長執講とある。

これより、「弘仁私記」が多人長によって書かれたものであることが判ります。多人長氏は、日本書紀の講義を担当していたのですが、そのときの話の内容を書きとめたものです。

その序に、夫日本紀者一品舍人親王、從四位下勲五等太朝臣安麻呂等 王子神八井耳命之後也 奉レ勅所。撰也。先レ是淨御原(天武)天皇御宇之日、有一舍人・姓稗田名阿礼、年廿八 天鈿女命之後也 為人謹格。聞見聰慧。天皇勅阿礼 使レ習帝王本紀及先代旧事 未令撰録、世運遷代、豊国成姫(元明)天皇臨軒之季、詔正五位上安麻呂俾レ撰阿礼所レ誦之言。和銅五年正月廿八日、初上彼書、所謂古事記三卷者也。とある。

大和岩雄著「古事記成立考」によれば、『古事記』のことが、文献に現れるのは、最初であると書かれています。712年に出来上がって、812年のこの「弘仁私記」で初めて見つかったことになります。

- ①散位從五位下多朝臣人長も王子神八井耳命之後也であるので、直接のつながりは無くとも、多朝臣人長と太朝臣安麻呂は、同じおお族の一員だと思われます。
- ②多朝臣人長が、講義に使った『古事記』は、太朝臣安麻呂が書いた『古事記』、または、その写本とは限らないし、改定版かもしれません。ただ、大和氏は、著書の中で、----現存『古事記』を宣伝した『弘仁私記』序---- とタイトルを書いておられますから、現存の古事記だと思われます。
- ③「弘仁私記」は、日本書紀の講義であるが、日本書紀より古事記についての方が、量が多いようです。
- ④同じおお族として100年も放って置かれた古事記のことを書かすには居れなかったのでしょうか。

しかし前述した『弘仁私記序』の中には以下の文章があります。

「如此之書觸類而夥 夥多也。踳駁舊說 眩曜人看。踳駁差雜貌。或以馬為牛 或以羊為犬。輒假有識之號 以為述者之名。謂借古人及當代之名。即知官書之外多穿鑿之人。是以官禁而令焚人惡而不愛。今猶遺漏遍在民間多偽少真無由刊謬。是則不讀舊記『日本書紀』古事記諸民等之類。無置師資之所致也。翻士為師弟子為資。」

ここには『日本書紀』と明確に書かれています。つまり『弘仁私記序』の中には『日本紀』と『日本書紀』が同居しているわけであり、そこに「庚申天皇生年」とあるので、この「庚申」の年が「弘仁十年」（八一九年）であることが判明し、その時点では『日本書紀』がすでに存在しているとみられることとなります。

また、この「多人長」の「弘仁私記序」には「延暦(782-806)年中」（八世紀の終わりがごろ）のこととして、「凶書寮」や民間にある『書紀』を調べたところ本体三十巻と「帝王系図」一巻のほかに、更に別の「帝王系図」があるのが発見され、その中では「新羅や高句麗の人間が天皇になったり、民間人が天皇になったりしたことがある」などと書かれていたので、「禁書」とみなされ、「焚書」（焼く）とするよう下命が出されたが、いまだに残っているようだ、と書かれています。

「更有帝王系圖。天孫之後悉為帝王。而此書云或到新羅高麗為國王 或在民間為帝王者。回茲延曆年中下符諸國令焚之。而今猶在民間也」

そして、このようなものには誤りが多く、正しいことが少ないとされ、それを是正するために「再編纂」が行われたのだ、というのです。

このように「桓武天皇」のころには『日本紀』にはいくつか「異系統本」が存在していたものと思われ、「桓武天皇」やその後の「嵯峨天皇」などがこれを忌み嫌って「焚書」にしたと推測されます。また、同じような理由により、改めて「準正」といえる史書を作ろうとしたはないでしょうか。

これは、「百濟」出身者を母に持つ「桓武」達にしてみれば、「新羅」「高麗」の人間が「帝皇」になったなどと書かれている点が最も忌み嫌うべきものであったと思われ、それらを排する立場で書き直されたものとする事が出来ます。

解説：きんしょ【禁書】法律や命令で特定の書籍の発行・輸入・閲覧・所持を禁止すること。その書籍。

解説：ふんしょ【焚書】学問・思想を権力によって弾圧するための手段として、書物を焼き捨てること。

解説：かんむてんのう【桓武天皇】〔737～806〕第50代天皇。在位、781～806。光仁天皇の第1皇子。諱(いみな)は山部。長岡京・平安京への遷都、蝦夷(えぞ)征討、最澄・空海の登用による平安仏教の確立、地方政治振興など内政面の業績が多い。柏原(かしわばら)天皇。

そうしてできあがったものが今現存している『日本書紀』であると考えられ、それは『日本紀』を相当程度(かなり)潤色して成立したものと思われます。ではその時点で『日本紀』が失われたかというそうではなく、その後も生き残り続けたものと理解できます。それが『本朝書籍目録』などに記載されたとみられるわけです。

『日本書紀』と『続日本紀』との関係を見ると、以下に述べるように、日本紀では、天武天皇の皇子の高市皇子は即位して「高市天皇」になっていたと考えられます。

しかし『日本書紀』は「後皇子尊、莞る」と書いています。「高市天皇」は死去するとき「皇子」となっているので、天皇になっていない事になります。その子の「長屋親王」は『続日本紀』では「長屋王」となっているので、「親王」ではない事になります。

しかし『扶桑略記』や『日本霊異記』は「長屋親王」と書いています。また「長屋親王」と書かれた木簡も出土してます。「第一次資料」である木簡の出土により、「長屋親王」であり、当然、「高市天皇」である事が推測されます。

ところが『日本書紀』は「高市皇子」と書き、『続日本紀』は「長屋王」と書いています。『日本書紀』と『続日本紀』はともに「高市天皇」を「天皇」とは認めていないことになります。

『日本書紀』と『続日本紀』は同じ意図のもとで作られていると思われますので、『日本書紀』と『続日本紀』の成立について調べてみる必要があります。

解説：ふそうりゃくき【扶桑略記】：ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説

『扶桑記』『扶桑集』ともいう。神武天皇から堀河天皇の寛治8(1094)年までの編年史。30巻。延暦寺の学僧皇円(?~1169)の編。12世紀末の成立。現存するのは、巻2~6(神功皇后~聖武天皇)、巻20~30(陽成天皇~堀河天皇)の16巻分であるが、抜書きとして神武天皇から平城天皇までの部分があるため、散逸巻の一部分をうかがうことができる。六国史や日記、縁起、伝記などを材料とした通史で、仏教関係の記事が詳しい。神代の部分もあったらしいが、具体的な形で伝わってはいない。

解説：にほんりょういき【日本霊異記】：デジタル大辞泉の解説

平安前期の日本最古の仏教説話集。3巻。景戒(けいかい・きょうかい)著。弘仁14年(823)ごろ成立。異聞・因果談・発心談など116の説話を、日本風の漢文で記したもの。日本国現報善悪霊異記。

解説：ながやおうけもっかん【長屋王家木簡】：知恵蔵の解説

奈良市二条大路南で1986年に発見された悲劇の宰相、長屋王(684~729)邸跡などから出土した11万点の木簡。「長屋親王」などの記載から、親王の扱いを受けるような存在だったことや豪華な食事、邸内工房などが判明。反乱の疑いをかけられて自害した「長屋王の変」事件の後、邸宅跡は事件発端の人物、光明皇后の皇后宮になった可能性を示唆するものもあった。古代史研究の生々しい資料として、価値が高い。(天野幸弘 朝日新聞記者 / 今井邦彦 朝日新聞記者 / 2007年)

解説：しん - のう【親王】：デジタル大辞泉の解説

①現行の皇室典範で、嫡出の皇子および嫡男系嫡出の皇孫の男子に対する称号。旧皇室典範では、皇子から皇玄孫までの男子の称号。②律令制で、天皇の兄弟および皇子の称号。みこ。

解説：にえ【贄】：デジタル大辞泉の解説

神に供えるささげ物。また、天子に献上する魚や鳥などの食物。その年の新穀などを奉るのにもいう。

次に日本紀と日本書紀の成立について、『長屋王家木簡 ながやおうけもっかん』からみえることがあります。このため 上記の【長屋王家木簡】解釈の「親王の扱いを受けるような存在だった」には一部異論があります。(以下に記述)

なぜならば、【長屋王家木簡】の内容は、「長屋親王宮鮑大贄十編」と書かれていて、「長屋王」が「親王」であったことがわかります。「親王」とはいわゆる「皇太子」のことであり、父親が天皇でなければこの表記は使用されることはありません。大宝令により「親王」は「天皇」の子供か、「天皇」の兄弟姉妹しか該当しないとされていました。

彼は『書紀』に記されている限り、「天武」の子供である「高市皇子」の長男とされています。「高市皇子」は「即位」していないと伝えられていますから、本来は「親王」表記は該当しない人物です。

さらに、この木簡では「大贄」と書かれていますが、「大贄」とは「天皇」またはそれに準ずる立場の人物への飲食物を指す用語です。この用語が「長屋王」に使用されていることの意味は大きいことです。（単に「皇孫」だからという理由では起こりえない現象です。）

更に、いわゆる「長屋王木簡」の中には「大命符」で始まる重要な木簡があります。そこには「天皇からの命令」を表す「大命」、「天皇の服」を表す「大御服おおんぷく」、天皇の食事を表す「大御物おおみもの」、「皇太子」や「親王」を表す「若翁じゃくおう」など数々の「至上」の用語が使用されており、「長屋王」の立場について「親王」以上の地位を想定する必要があると思われる用語です。

また「長屋王」の子供達に奉仕する人たちについても「帳内」という用語が使用されていますが、これは「天皇」に直結する資人（しじん）であり、天皇ではなかったとされる「長屋王」とその子供達に本来使用されるはずのない用語なのです。これらの木簡の中でも「御所」「行幸ぎようこう」「御衣おおんぞ」という至上用語が使用されています。

「長屋王家木簡」からは「勅旨」と書いた木簡も発見されており、その文章から「長屋王」の言葉を「勅旨」としているように見えますから、はっきりと「長屋王」が「最高位」（天皇位）にいたことを示しています。

更に木簡の分析から、彼に対する「特別待遇」が明確になっています。たとえば「邸宅」の「北門」が平城京二条大路に面しています。「大路」に向かって「門」を作ることができるのは「官」関係の建物だけであつたはずであり、「個人」の邸宅が「門」を作るとは禁止となっていたにもかかわらず彼にはその制限が適用されていなかったこととなります。

またその邸宅は広さが約 30,000㎡にわたり、その構造は「南半分」が「長屋王」とその家族の住居及び儀式用に使用されそこには中央に「正殿」と「脇殿」、その西側に「西宮」（「吉備内親王」とその家族及び使用人の住居）、「東側」には「儀式」に使用したと考えられる施設があつた事がわかっています。また、「北半分」には「使用人」の居室や倉庫、工房、厩などがあつたのです。しかもその使用人は「朝廷」から派遣されていたもので、数多くの「官司」が居住しその数は数百人に上つたと考えられています。

さらに、発見された木簡の年次から考えて、この時点ではまだ「大納言」にさえなっていない時期と考えられ、その権威が異常に高いのは明らかですが、これは彼の「父親」に由来すると一般には考えられています。

彼の父である「高市皇子」の「封戸ふこ」の数は当時としては「桁違い」であり、最後には「五千戸」に加増されています。これらの「封戸」については「子息」である「長屋王」に引き継がれたと考えられ、大規模な宮殿とも言える私宅はその「封戸」によるものであったと考えられています。しかしそれだけでしょうか。

「長屋王」と「吉備内親王」の子供達が「二世王」の待遇を受けていることも注目されます。これも「天武天皇」から数えると「三世王」のはずであり（長屋王は天武の孫ですから）、定説的には「何らかの特別待遇」と解釈されていますが、「高市皇子」の即位、という状況を想定すると、確かに「二世王」となり、別に不審ではなくなります。

以上のように「木簡」という「第一次資料」により「長屋王」が「皇太子」あるいは「天皇」であつたらしいことが読み取れることと思われそうですが、そうやってきた場合、「父」である「高市皇子」についての『書紀』の記述も同様に、全く信用できないこととなります。

『書紀』と「木簡」のどちらが優先されるべき情報か、というのはもちろん「第一次資料」である「木簡」の方だからです。つまり、彼が「親王」と表記される、ということは父親である「高市」は『書紀』の記載と違って、実際には「天皇」であつた、ということに他なりません。

これに関連して「大宰府政庁正殿」の後面築地の基壇天場の下層から発見された木簡があります。

（木簡データは「奈文研」提供の「木簡データベース」によります）

大宰府跡（政庁地区正殿後方築地東北隅）

（表）十月廿日竺志前贄駅□□留 多比二生鮑六十具／鯖四列都備五十具

（裏）須志毛（十古）割軍布（一古）

すなおいに考えれば、「贄」「大贄」とあればそこないしは近傍には「倭国王」がいることを意味するのであり、そこがどこであっても同じことです。この「太宰府」出土の「木簡」の場合は、「太宰府」ないしはその近傍に「倭国王」が居たとした時、そこに「贄」という表記があるのは理解できるものであり、「大贄」とある「長屋親王木簡」では「長屋王」が至上の存在とされていることと理解すべきで、大変重要なポイントと考えます。

以上を整理・要約すると、次のように考えられます。

『日本書紀』の成立は720年であるといえます。

『続日本紀』は次のように書いています。

(元正)養老四年(720年)五月、是より先、一品舍人親王、勅を奉りて『日本紀』を修む。是に至り功成り奏上す。紀三十卷、系図一巻。『続日本紀』。

しかしここには『日本紀』とあり『日本書紀』ではありません。

『日本紀』と『日本書紀』は同じなのでしょうか。

「日本の歴史学」はこれを同じものとみなして『日本書紀』の成立を720年としています。

ところが『万葉集』の(巻一)、(巻二)にだけ『日本紀』からの引用があります。引用文を年代順に並べると次のようになります。

○『万葉集』に引用されている『日本紀』は、下記のようになります。

■朱鳥四年庚寅(690年)秋九月、天皇紀伊国に幸すなり。

■朱鳥五年辛卯(691年)秋九月、己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。

■朱鳥六年壬辰(692年)春三月、浄広卑広瀬王等を以て留守官と為す。

■朱鳥七年癸未(693年)秋八月、藤原宮の地に幸す。

■朱鳥八年甲午(694年)春正月、藤原宮に幸す。

■冬十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。

復元された『日本紀』

『日本紀』をみると「朱鳥」年号で書かれています。

『日本紀』は「年号」を用いて書いています。

『日本書紀』では「孝徳紀」だけが「大化」年号と「自雉」年号を用いて書いています。

「朱鳥」年号の時代は『日本書紀』では「持統紀」ですが、「持統紀」は「朱鳥」年号を用いていません。『日本紀』と『日本書紀』は明らかに異なります。

○『日本紀』と『日本書紀』の相違は下記のようになります。

■『日本紀』は、「年号」による記述をしています。

■『日本書紀』は、天皇の即位年による記述をしています。

『日本紀』と『日本書紀』の記述は、は同じではありません。

『日本紀』の「朱鳥」年号の問題点

復元された『日本紀』の「朱鳥」年号をみると問題があります。「朱鳥四年庚寅」となっています。

「朱鳥元年」は「686年(丙戌)」で「朱鳥四年」は「己丑」のはずです。

何故、「朱鳥四年庚寅」になっているのでしょうか。

「朱鳥四年庚寅」はおそらく「庚寅」の方が正しく、「庚寅」は「690年(庚寅)」で、「朱鳥四年庚寅」は「朱鳥五年庚寅」の誤りではないでしょうか。

『本朝後胤紹運録』と『日本書紀』の草壁皇子の亮去年を比較すればそれは明らかです。

■草壁皇子 朱鳥四年四月薨。 『本朝後胤紹運録』

■(持統)三年(689年)四月、皇太子草壁皇子尊亮る。 『日本書紀』

解説：ほんちょうこういんじょううんろく【本朝皇胤紹運録】：世界大百科事典 第2版の解説：皇室系図。1巻。書名は中国の《歴代帝王紹運図》にならったもので、たんに《皇胤紹運録》《紹運録》《紹運図》などともいい、別に〈本朝帝皇系譜〉の称もある。内大臣洞院満季が後小松天皇の命を受けて、当時流布していた多くの皇室系図を照合勘案し、新たに天神七代、地神五代を加えて、1426年(応永33)に編纂した。歴代天皇とその皇子女の血統を細かく表記し、天皇には代数と生母および誕生、立太子、即位、譲位、崩御などの年月日や諱（いみな）、陵墓名などを、皇子女には生母や極官、極位、薨年などを注記し、皇室系図として最も権威あるものとされている。

「朱鳥四年(689年)」は「持統三年(689年)」です。したがって「690年」は「朱鳥五年庚寅(690年)」になります。『万葉集』に引用されている「朱鳥」年号はすべて「一年」ズレています。『日本紀』は正史ですので、引用している『万葉集』の方での誤りなのか？。いまのところ不明です。

しかし『万葉集』の編纂者は『日本紀』を見て引用していると思われます。引用するときはそのまま引用するはずで、「朱鳥五年庚寅」は「朱鳥五年庚寅」のままになっているはずで

す。『万葉集』を写本する人は『日本書紀』を見ているのか。「朱鳥五年庚寅(690年)」は「持統四年(690年)」にあたります。そこで「朱鳥」年号は持統天皇の年号であると考えたはずで

す。「一年」のズレは『万葉集』が引用するときに間違えて、「朱鳥五年庚寅」を「朱鳥四年庚寅」に書き換えたのか不明ですが、『万葉集』に引用されている「朱鳥」年号はすべて「一年」ズレています。

個々の引用時の誤りではない。統一した考えのもとにすべて書き換えています。

○「朱鳥」年号と「持統紀」紀年と『万葉集』の「朱鳥」年の書き換え（ズレ）は次のとおりです。

■「朱鳥四年己丑」＝「持統三年(689年)」→「朱鳥三年己丑」

■「朱鳥五年庚寅」＝「持統四年(690年)」→「朱鳥四年庚寅」

『万葉集』の編纂者は『日本紀』を見て引用しています。

『万葉集』を写本する人は『日本書紀』を見ていると思われます。

『日本紀』の方が先にあり、『日本書紀』は後に成立していると考えられます。

したがって、『万葉集』に引用された『日本紀』は次のようになっています。

「朱鳥」年は「一年」のズレを元に戻して復元しました。

○『万葉集』に引用された『日本紀』

■朱鳥五年庚寅(690年)秋九月、天皇、紀伊国に幸すなり。

- 朱鳥六年辛卯(691年)秋 九月己巳朔丁酉、浄大参皇子川嶋莞る。
 - 朱鳥七年 壬辰(692年)春 三月、浄広鉾広瀬王等を以て留守官と為す。
 - 朱鳥八年癸未(693年)秋 八月、藤原宮の地に幸す。
 - 朱鳥九年甲午(694年)春 正月、藤原宮に幸す。
 - 朱鳥九年 甲午(694年)冬 十二月庚戌の朔乙卯、藤原宮に遷り居す。
- 復元された『日本紀』

『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」は次のようになっています。
最後の3行はまったく同じで、『日本紀』と『日本書紀』「持統紀」は同じものと言えます。

『日本紀』は「朱鳥」年号で書かれて、「朱鳥」年号は高市天皇の年号と考えられます。
このため『万葉集』に引用されている『日本紀』は「高市天皇紀」と考えられます。

○『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」

- (持統)四年(690年)正月、皇后、天皇位に即く。
- (持統)四年(690年)十月、高市皇子、藤原の宮地を觀る。公卿。百寮が従う。
- (持統)六年(692年)三月、浄広肇難波王等を遣わして藤原の官地を鎮め祭る。
- (持統)六年(692年)六月、天皇、藤原の官地を觀る。
- (持統)七年(693年)八月、藤原の宮地に幸す。
- (持統)八年(694年)正月、藤原宮に幸す。
- (持統)八年(694年)十二月、藤原宮に遷り居す。

『日本書紀』 「持統紀」

以上を見ますと、次のように言えるのではないのでしょうか。

「690年」に持統天皇は即位していますので「(持統)六年(692年)六月、天皇、藤原の宮地を觀る。」とあります。「天皇」は「持統天皇」ということになります。比較すると、最後の3行には主語がないので、すべて「天皇」で、すべて「持統天皇」ということになります。「藤原宮に遷り居す」も「持統天皇」で、そのため現在の「日本の歴史」では「持統天皇が藤原京へ遷都した」と解釈しています。

しかし『万葉集』に引用されている『日本紀』は、【長屋王家木簡】の解釈で述べましたように、「高市天皇紀」と考えられます。これにより『日本紀』「高市天皇紀」は『日本書紀』(巻第二十)「持統紀」に書き換えられている。このように思われます。

実際、『日本紀』は「朱鳥」年号で書かれていますが、『日本書紀』には「朱鳥」年号がありません。これは、『日本紀』から『日本書紀』に書き換えるとき「朱鳥」年号を削除して『日本紀』から『日本書紀』を作ったと言うことができ、『日本紀』は『日本書紀』への改変された可能性がある。と言うことが出来ると思います。

改変の理由としては、「多人長」の「弘仁私記序」に「延暦年中」（八世紀の終わりごろ）のこととして、「図書寮」や民間にある『書紀』を調べたところ本体三十巻と「帝王系図」一巻のほかに、更に別の「帝王系図」があるのが発見され、その中では「新羅や高句麗の人間が天皇になったり、民間人が天皇になったりしたことがある」などと書かれていたので、「禁書」とみなされ、「焚書」（焼く）とするよう下命が出されたが、いまだに残っているようだ、と書かれています。

参考资料

「天皇系図（部分）」